

本学学生の皆様
顧問教員 各位

奈良女子大学 副学長（教育担当）

課外活動実施における新たな方針について（一部変更）

課外活動は、学生の皆さんが自主的に行う活動であり、社会生活上必要な自立性や協調性、指導力などを養う重要な場となります。

コロナ下においても充実した課外活動を行うことができるよう、課外活動実施における新たな方針を定め、感染拡大防止に努めながら活動するようお願いしているところです。

この度、社会における感染状況を踏まえ、大学におけるイベントの取扱いが変更になったことに伴い、課外活動についても取扱いを以下のとおり一部変更します。引き続き、コロナ感染拡大防止に留意し、皆さんそれぞれが自覚を持った行動を心がけてください。

【変更点下線部】

■公認団体の活動について

* 通常の活動（練習・試合参加）のうち、学内における活動かつ学外者の入構を伴わない活動の場合は、活動申請を不要とする。学外で活動するものや学外者の入構を伴うものについては1か月ごとに学生生活課に活動申請を行い、許可を得る。宿泊を伴う活動、有観客公演等は別途副学長の許可を得るものとする。

■公認団体による学外者の入構について

- * 学外指導者は、1か月ごとに申請する。
- * 他大学生の入構については、本学公認団体の活動に必要な不可欠な場合に限り、学外指導者同様、1か月ごとに申請する。加えて、所属大学による本学での活動の許可が必要（奈良教育大学は同一法人のため許可を省略）。
- * 入構時には当該部員が立ち会い、または事前に守衛室に詳細を連絡し、検温・消毒を実施する。また、各団体の感染対策の遵守を求めることとする。

■個人・非公認団体の活動について 〈変更なし〉

- * 使用責任者を明確にすることで屋内施設利用を認める。複数名で使用時は、施設利用申請時に利用者名簿を添付する。
- * 専門的な知識・技能による学外者の指導が必要となる場合は、都度申請し内容に応じて副学長が可否を判断する。但し、申請は団体としての活動実績を有する非公認団体に限り、個人での申請は不可とする。
- * 非公認団体の活動に参加するための他大学生の入構は、禁止とする。

■その他

- * 対面でのチラシ配布は、公認・非公認を問わず可とし、事前の申請も不要とする。ただし、新入生勧誘時など、多くの団体が一齐に実施する場合は、別途大学が配布者数等制限する場合がある。
- * 飲食を伴う集会等は、大学の定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応マニュアル」の「Ⅷ. イベント等開催に関する取扱い」に準じて実施するものとする。
- * 対面での行事等は、参加者が学内者に限り、かつ教室等の収容人数の2分の1以内であるものや屋外で実施するものについては、申請不要。これに該当しないものは、副学長が可否を判断する。